

本学学生向け

「消費者問題講習会 ～成人年齢引き下げに伴う消費者問題について～」開催

≪7月13日（水）取材のご案内≫

1 開催趣旨

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、大学生が「消費者トラブル」に巻き込まれやすくなるという話題について、今回、**広島弁護士会**から講師（弁護士）を派遣いただき、本学学生が、トラブル事例や対処方法などの正しい知識を身につけることを目的とした講習会を開催しますので、ぜひ取材くださいますようお願いいたします。

2 講習会について

(1) 日時

令和4年7月13日（水）13：30～15：10

(2) 実施場所

叡啓大学キャンパス4階教室（広島市中区鞆町1-5）

(3) 講師

弁護士 石井貴博先生（三崎法律事務所）

(4) 概要

成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、大学生が一人で契約ができるようになるなど、自由度が増す反面、消費者トラブルに巻き込まれる可能性もあります。

また、知らず知らずのうちに、加害者となるケースもあります。

トラブルを未然に防ぐための正しい知識を学び、今後に活かしましょう！

- クレジット（立替払契約）の仕組み・トラブル事例・正しい利用法
- 通信販売・インターネット上の取引を巡るトラブル
- トラブルの場合の相談先と利用法
- 弁護士の仕事内容 など



【取材時のお願い】

- 1 取材にお越しいただける場合は、7月11日（月）12時（正午）までに、報道機関名と来学される方のお名前をメールによりご連絡くださいますようお願いいたします。

教学課 入試・広報係 publicrelations@eikei.ac.jp

- 2 入構時に、1階警備室にて入構手続きを行ってください。